

STOP! 消防法令違反!

「事業所関係者の皆様へ」

建物の**増築・改築、接続**を行う場合

テナントの**入替え、改装工事**をする場合



避難障害物の存置
または**危険物**を
貯蔵取扱いする場合

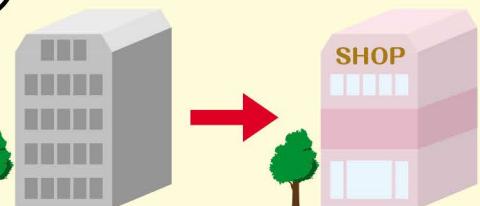
進入・避難
できる扉や窓等が
減少する場合

岡崎市消防本部
マスコットキャラクター
「レッサーくん」

詳しくは裏面へ

Point

テナントの入替え、改装の工事をする場合

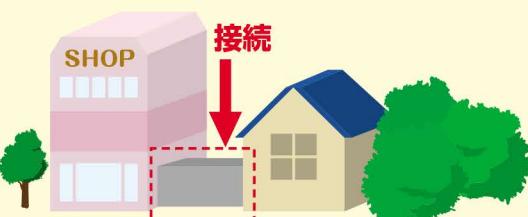


例：事務所 → 物品販売店

飲食店や物品販売店など、不特定多数の方が利用する用途は、消防用設備の設置基準が厳しくなり、また、「防火管理者」の選任義務が生じる場合があります。

Point

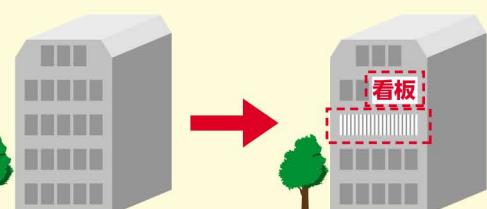
建物の増築や改築、接続を行う場合



増築等で面積、階数が増加する他、建物を接続することで同一棟となり、消防用設備の設置が必要となることがあります。

Point

進入・避難できる扉や窓等が減少する場合



窓に格子や看板をつけたり、窓際に棚を置いたり、窓等の種別を変更することで、消防用設備の設置基準が厳しくなります。

Point

避難障害物の存置、または危険物を貯蔵取扱いする場合



避難障害物の存置は重大な消防法令違反です。また、危険物を取り扱ったり貯蔵する場合は、許可が必要となる場合があります。

違反実例を基に制作した
動画をご覧ください

動画再生はQRコードから



スキャンこちら